1年単位の変形労働制に関する労使協定

(会社:) (代表取締役:) と(労働者代表:) は、1年単位の変形労働時間制に関して、次のとおり協定する。

(勤務時間)

- 第1条 所定労働時間は、1年単位の変形労働時間制によるものとし、1年間を平均し、1週4 の時間以内とする。
 - 2 対象期間には、1ヶ月ごとの区分期間を設ける。区分期間は、起算日から1ヶ月(暦 月)ごとの期間とする。

(適用対象者)

第2条 本協定は、全従業員に適用する。

(労働時間及び休憩時間)

第3条 始業、終業時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前 時 分 終業時刻 午後 時 分

休憩時刻 午後 時より 分 午後 時より 分

(休日)

第4条 従業員の過半数の代表者の同意を得て、各月の初日の30日前までに勤務割表を作成して特定する。勤務割表は作成し次第、従業員に配布する。

(時間外労働)

- 第5条 会社は業務の都合上やむを得ない事情がある場合には、所定労働時間を超え、又は所定 休日に労働を命ずることがある。
 - 2 前項による労働については、賃金規定に基づき時間外割増賃金を支払う。

(振替休日)

第6条 会社は、やむを得ない臨時の必要が生じた場合、あらかじめ振り替える日を特定して、 休日を他の日と振り替えることがある。

(適用が1年未満の者の取扱い)

第7条 変形期間の途中で採用された者、出向等で転入した者、退職する者等については、その 者の実際に労働した期間を平均して1週当たり40時間を超えた労働時間分について、労働基準 法第32条の4の2の規定に基づく割増賃金を支払う。

(特別の配慮を要する従業員の取扱い)

- 第8条 妊産婦又は産後1年以内の女性従業員が希望した場合は、1日8時間、1週40時間を 超えて労働させることはない。
 - 2 次の者については、本人の申し出により、業務の都合等諸事情を考慮したうえ、特別の 配慮をする。
 - 1 育児を行う者
 - 2 介護を行う者
 - 3職業訓練又は教育を受ける者
 - 4 その他特別の配慮を要する者

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

会社:	従業員代表:	FD
会社:	代表取締役:	(ET)